

北九州市地域バイオマス安定供給検討会の概要

1 名称

令和元年度北九州市地域バイオマス安定供給検討会

2 目的

今年度から北九州市有林の計画伐採を開始するにあたり、良質木材の販売体制の検討や低質木材のエネルギー利活用体制の検討を行い、バイオマス材を安定的に供給するため、県、市、地元関係者、バイオマスの供給者、利用者(事業者)からの幅広い意見や助言を集め、バイオマス関係者のマッチングを図り、安定供給体制の構築を推進する。

また、竹の「バイオマス資源」としての可能性及び課題の抽出、並びに関係者のネットワーク構築を図る。

3 検討会の主な内容

令和元年度北九州市地域バイオマス安定供給検討会（以下、検討会）では、検討会における各主体の役割分担をテーマに市域内バイオマスの供給体制の確立及びエネルギー利活用の検討を行う。

(1) 市域内バイオマス供給体制の確立

ア 市有林伐採実行計画の推進

イ A材、B材の販売体制の検討

(2) エネルギー利活用の検討

ア C材、D材のエネルギー利活用体制の検討

イ バイオマス発電に関する検討

ウ 小規模分散型熱供給事業に関する検討

4 進め方

検討会の期間は令和元年10月21日（月）から令和2年2月21日（金）までとし、2回検討会を開催する。1回目は今年度から北九州市有林の計画伐採をすることとしているため、現況の情報共有及び関連する事業の検討を行う。2回目は引き続き関連事業について追加情報の共有を行い、各主体の役割分担を検討する。また、竹について、他自治体の利活用事例、技術開発状況等の情報収集を行い、情報共有及び意見交換を通じて課題抽出及び関係者のネットワーク構築を図る。

5 参加者

従来の「北九州市地域バイオマス有効活用検討会」メンバー（別紙参照）に加え、公募により参加希望者を募る。要件として、北九州市域の木質バイオマスを活用するバイオマス発電、小規模バイオマス熱供給事業等を市内に導入することや、市内での木質バイオマスのエネルギー利用に関する事業化に関心があり、かつ、バイオマス又はエネルギーに関する知識や実績、検討会で議論できる総合的な企画力、技術力があるものとする。

6 備考

- (1) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団員と密接な関係を有する者であるものは対象外とする。
- (2) 任期において、暴力団員又は暴力団員と密接な関係を有するものであることが判明したときは、解任する。